

平成28年11月29日開会

平成28年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その2)

目 次

第 18 号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について ……	1頁
第 19 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について ……	25
第 20 号	徳島県学校職員給与条例の一部改正について ……	27
第 21 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の 一部改正について ……	49
第 22 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について ……	67
第 23 号	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について ……	69

第十八号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十二万三千八百円」に改める。

第十一条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			

再任用職
員以外の
職員

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			
再任用職 員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900
				314,300	356,000
					389,100
					440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条及び第19条の2に規定する職員を除く。

別表第二 研究職給料表（第四系関係）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900

44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			

再任用職
員以外の
職員

92	282, 800	331, 100		
93	283, 800	331, 400		
94	284, 800	331, 800		
95	285, 800	332, 300		
96	286, 800	332, 800		
97	287, 300	333, 300		
98	288, 200	333, 800		
99	288, 900	334, 300		
100	289, 800	334, 800		
101	290, 700	335, 300		
102	291, 400	335, 800		
103	292, 100	336, 300		
104	292, 800	336, 800		
105	293, 500	337, 300		
106	294, 000	337, 700		
107	294, 500	338, 200		
108	295, 000	338, 600		
109	295, 200	339, 100		
110	295, 600	339, 500		
111	295, 900	340, 000		
112	296, 200	340, 400		
113	296, 500	340, 900		
114	296, 800	341, 300		
115	297, 100	341, 800		
116	297, 400	342, 200		
117	297, 700	342, 700		
118	298, 100	343, 100		
119	298, 400	343, 500		
120	298, 800	343, 900		
121	299, 100	344, 300		
再任用職 員	216, 700	257, 900	282, 700	325, 100
				383, 600

備考 この表は、人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第三 医療職給料表（第四条関係）

イ 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400

42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	

再任用職
員以外の
職員

90	482,200			
91	482,800			
92	483,200			
93	483,700			
94	484,300			
95	484,900			
96	485,500			
97	486,000			
再任用職員		295,400	392,200	465,200

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区 分	職務の 等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	

42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500			
87		288,900	324,800	345,800			
88		289,100	325,200	346,100			
89		289,500	325,600	346,500			

再任用職
員以外の
職員

90	289,700	326,000	346,800
91	289,900	326,400	347,200
92	290,100	326,800	347,500
93	290,500	327,100	347,900
94	290,700	327,300	348,200
95	290,900	327,700	348,500
96	291,200	328,000	348,800
97	291,600	328,200	349,100
98	291,900	328,500	349,500
99	292,100	328,800	349,900
100	292,400	329,100	350,300
101	292,700	329,300	350,800
102	292,900	329,600	351,200
103	293,100	330,000	351,600
104	293,400	330,200	352,000
105	293,700	330,300	352,500
106		330,600	
107		331,000	
108		331,200	
109		331,400	
110		331,800	
111		332,200	
112		332,600	
113		332,800	
再任用職員	187,900	214,500	242,700
		256,100	281,300
		322,000	364,200
		425,700	

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める業務に従事するものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300	400,900
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900	402,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600	405,100
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200	407,300
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400	409,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800	411,500
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100	413,700
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400	415,800
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400	417,700
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500	419,600
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700	421,400
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000	423,300
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900	425,000
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900	426,600
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100	428,300
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300	429,900
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300	431,200
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500	432,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700	433,800
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800	435,000
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700	436,200
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600	437,300
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400	438,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300	439,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000	440,600
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600	441,700
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300	442,800
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900	443,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200	445,000
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500	446,100
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100	447,200
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600	448,300
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300	449,400
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900	450,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300	451,600
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700	452,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800	453,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100	454,900
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400	456,000
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800	457,100
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800	458,200

42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		

再任用職員以外の職員

90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			

138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						
再任用職 員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護助手、准看護師その他の職員で人事委員会
が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第六条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第六条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第七条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第

一 項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第八条第三項第一号本文中「額の二分之一」及び「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十一条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

給料月額	円
	394,000
	454,000
	515,000
	595,000
	692,000
	790,000

号俸
1
2
3
4
5
6

第五条第二項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（給与条例第十一条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年十二月一日から適用する。
(給与の内払)
- 第一条の規定による改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第六十一号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第七項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第十項までの規定による給料を含む。）又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例(以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。)第六条第一項ただし書及び第七条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第六条第三項及び第七条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき八千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号(満六十歳以上の者に係る部分を除く。))に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは
- 「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号
- 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除
- 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除
- (満六十歳以上の者に係る部分を除く。))に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠く
- く。
- く。
- に至つた場合を除く。)

と、同条第二項中「扶養親族(行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九

」

級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に

係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第六条第一項ただし書及び第七条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第六条第三項及び第七条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは、「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものが

ないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第六条第一項ただし書並びに第七条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第六条第三項及び第七条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等が行八级以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八级以上職員等」とする。

（人事委員会への委任）

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の一般職の職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を

提出する理由である。

第十九号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附則第四項中「平成二十八年四月分から平成二十九年三月分まで」を「平成二十九年四月分から平成三十年三月分まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十号

徳島県学校職員給与条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十五条の二の三第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表（第四関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	

44	233, 600	266, 600	355, 200	377, 400
45	235, 300	268, 800	357, 000	378, 900
46	236, 800	271, 000	358, 700	380, 500
47	238, 200	273, 200	360, 200	382, 100
48	239, 600	275, 200	361, 800	383, 600
49	241, 000	277, 500	363, 100	385, 000
50	242, 400	279, 500	364, 600	386, 500
51	243, 900	281, 400	366, 200	388, 000
52	245, 100	283, 400	367, 800	389, 400
53	246, 200	285, 200	369, 300	390, 600
54	247, 600	287, 600	370, 800	391, 900
55	248, 800	289, 900	372, 300	393, 000
56	250, 000	292, 400	373, 800	394, 100
57	251, 200	294, 500	375, 300	395, 500
58	252, 400	297, 000	376, 700	396, 700
59	253, 500	299, 300	378, 100	397, 900
60	254, 700	302, 000	379, 400	399, 200
61	256, 100	304, 400	380, 300	400, 400
62	257, 300	306, 800	381, 500	401, 400
63	258, 500	309, 300	382, 700	402, 800
64	259, 400	311, 600	383, 800	404, 100
65	260, 400	313, 900	384, 700	405, 300
66	261, 800	316, 100	385, 900	406, 400
67	263, 200	318, 200	386, 900	407, 600
68	264, 700	320, 400	388, 000	408, 700
69	266, 300	322, 600	389, 200	409, 700
70	267, 800	324, 700	390, 200	410, 900
71	269, 300	326, 900	391, 300	412, 100
72	270, 700	328, 900	392, 500	413, 300
73	271, 800	331, 000	393, 500	413, 900
74	273, 000	333, 100	394, 600	414, 700
75	274, 300	335, 300	395, 700	415, 400
76	275, 500	337, 500	396, 800	415, 900
77	276, 900	339, 300	397, 700	416, 200
78	278, 000	341, 200	398, 600	416, 600
79	279, 200	343, 100	399, 600	417, 000
80	280, 400	344, 900	400, 600	417, 400
81	281, 600	346, 700	401, 400	417, 700
82	282, 500	348, 500	402, 200	418, 100
83	283, 700	350, 100	402, 900	418, 500
84	284, 900	351, 900	403, 700	418, 800
85	285, 900	353, 200	404, 400	419, 100
86	286, 800	354, 800	405, 200	419, 500
87	287, 700	356, 300	405, 900	419, 900
88	288, 700	357, 800	406, 600	420, 200
89	289, 800	359, 200	407, 200	420, 500
90	290, 700	360, 500	407, 900	420, 800
91	291, 600	361, 900	408, 400	421, 100

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		

140	400, 200				
141	400, 500				
142	400, 800				
143	401, 100				
144	401, 400				
145	401, 600				
146	401, 900				
147	402, 200				
148	402, 400				
149	402, 600				
150	402, 900				
151	403, 200				
152	403, 400				
153	403, 600				
154	403, 900				
155	404, 200				
156	404, 400				
157	404, 600				
再任用学 校職員		224, 400	270, 300	297, 300	323, 600
					404, 400

備考

1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規
 則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 高等学校等教育職給料表（第四系関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	

44	234,600	292,400	357,300	408,200
45	236,200	294,500	359,200	409,800
46	237,600	297,000	361,200	411,100
47	238,900	299,300	363,200	412,600
48	240,100	302,000	365,200	414,200
49	241,600	304,400	366,900	415,900
50	243,100	306,800	368,700	417,300
51	244,300	309,300	370,600	418,900
52	245,800	311,600	372,600	420,400
53	247,000	313,900	374,500	422,100
54	248,200	316,100	376,300	423,600
55	249,600	318,200	378,100	425,200
56	250,700	320,400	379,800	426,800
57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	

140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		
146	325,900			
147	326,200			
148	326,500			
149	326,700			
150	326,900			
151	327,200			
152	327,500			
153	327,700			
再任用学 校職員	233,200	273,500	302,200	330,300
				414,400

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の等級が3級である教育職員で人事委員会規
則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 行政職給料表（第四条関係）

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			
再任用学 校職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900
					314,300

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。

別表第四 医療職給料表（第四系関係）

学校職員 の区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	146,500	184,400	219,800	円	245,900	円
2		147,900	186,000	221,400		247,300	278,100
3		149,300	187,600	223,000		248,500	280,100
4		150,700	189,200	224,600		249,900	282,300
5		151,900	190,700	226,000		251,100	284,400
6		153,700	192,300	227,600		252,300	286,600
7		155,400	193,900	229,100		253,500	288,700
8		157,100	195,400	230,700		254,600	290,800
9		158,800	197,000	232,000		255,900	292,900
10		160,500	198,700	233,500		256,900	294,900
11		162,200	200,300	234,900		257,900	297,100
12		164,000	202,000	236,100		258,900	299,200
13		165,500	203,600	237,800		260,200	301,400
14		167,400	205,200	239,200		261,700	303,600
15		169,400	206,800	240,400		263,300	305,500
16		171,300	208,400	241,800		264,800	307,600
17		173,200	209,900	242,900		266,300	309,600
18		175,100	211,500	244,100		268,100	311,700
19		176,900	213,200	245,300		269,900	313,700
20		178,800	214,900	246,500		271,700	315,800
21		180,700	216,200	247,900		273,500	317,900
22		182,200	217,700	248,900		275,300	319,800
23		183,700	219,100	249,900		277,100	321,800
24		185,200	220,600	251,000		278,800	323,700
25		186,800	222,000	252,200		280,600	325,700
26		188,300	223,400	253,600		282,500	327,600
27		189,800	224,700	255,000		282,500	329,500
28		191,200	226,000	256,500		284,400	331,500
29		192,700	227,400	257,900		286,200	333,500
30		194,000	228,800	259,600		288,200	335,000
31		195,300	230,300	261,300		290,000	336,800
32		196,600	231,700	262,900		291,800	338,500
33		198,000	233,000	264,400		293,700	340,300
34		199,400	234,300	266,200		295,400	342,000
35		200,800	235,300	267,900		297,100	343,800
36		202,200	236,600	269,600		298,900	345,700
37		203,300	238,000	271,100		300,700	347,500
38		204,600	239,300	272,800		302,200	349,300
39		205,900	240,400	274,500		303,900	351,000
40		207,200	241,700	276,100		305,500	352,600
41		208,400	243,000	277,800		307,100	354,300
42		209,600	244,200	279,400		308,900	355,500
43		210,800	245,400	281,100		310,600	356,600
						312,200	357,800

44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	

再任用学
校職員以
外の学校
職員

92	290,100	326,800	347,500
93	290,500	327,100	347,900
94	290,700	327,300	348,200
95	290,900	327,700	348,500
96	291,200	328,000	348,800
97	291,600	328,200	349,100
98	291,900	328,500	349,500
99	292,100	328,800	349,900
100	292,400	329,100	350,300
101	292,700	329,300	350,800
102	292,900	329,600	351,200
103	293,100	330,000	351,600
104	293,400	330,200	352,000
105	293,700	330,300	352,500
106		330,600	
107		331,000	
108		331,200	
109		331,400	
110		331,800	
111		332,200	
112		332,600	
113		332,800	
再任用学 校職員	187,900	242,700	256,100
	214,500		281,300

備考 この表は、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学校及び中学部並びに中学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

第二条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の九級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行九級相当学校職員」という。）に対しては、支給しない。

第九条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「主としてその職員」を「主としてその学校職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十条第一項中「がある場合又は学校職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は学校職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「学校職員は、」に改め、「（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日、学校職員に扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合

においては「を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」を、「の扶養親族」の下に「行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている学校職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている学校職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は学校職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている学校職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級相当学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外の学校職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行九級相当学校職員以外のものが行九級相当学校職員となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員で行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員以外のものが行八級相当学校職員となつた場合
- 七 学校職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十一条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十五条の二の三第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県学校職員給与条例（以下「給与条例」という。）第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十三号）附則第六項から第九項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第六項から第九項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（以下「行八級相当学校職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（学校職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（学校職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに学校職員となつた者に扶養親族がある場合又は学校職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その学校職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つ

「二 扶養親族たる要件を欠くに
た場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親
四 扶養親族たる子又は扶養親
至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）に該当する扶養親族が、満二
族たる父母等がある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
族たる父母等がある学校職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）
十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級相当学校

職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた
学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が
行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定によ
る届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父
母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が
行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「に
おいては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている学校職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」
と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項
の規定による届出に係るものがある学校職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の
支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係
るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養
手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある学校職員が配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶
養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている学校職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある学校職
員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない学校職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養
手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書及び第十条第三項第三号から第六号までの規

定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員(以下「行八級相当学校職員」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「の八級」とあるのは「の八級以上」と、「行八級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合(行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級相当学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族(行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級相当学校職員から行九級相当学校職員以外の学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員以外の学校職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係る

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級相当学校職員以外の学校職員から行九級相当学校職員となつた学校職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行九級相当学校職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級相当学校職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級相当学校職員が行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員が行八級以上相当学校職員」と、同項第六号中「行八級相当学校職員及び行九級相当学校職員」とあるのは「行八級以上相当学校職員」と、「が行八級相当学校職員」とあるのは「が行八級以上相当学校職員」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十一号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 公安職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000

44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

92	297, 800	320, 800	346, 900	382, 600	414, 600	424, 200
93	298, 500	322, 100	348, 300	382, 900	414, 900	424, 400
94	299, 800	323, 400	349, 800	383, 400		
95	300, 900	324, 800	351, 300	384, 000		
96	302, 200	326, 100	352, 800	384, 500		
97	303, 300	327, 300	354, 100	384, 900		
98	304, 500	328, 600	355, 300	385, 300		
99	305, 700	329, 900	356, 400	385, 900		
100	306, 900	331, 200	357, 600	386, 400		
101	308, 100	332, 600	358, 700	386, 800		
102	309, 100	333, 500	359, 800	387, 300		
103	310, 200	334, 600	360, 900	387, 900		
104	311, 200	335, 800	362, 100	388, 400		
105	312, 000	336, 900	363, 300	388, 700		
106	312, 600	338, 000	363, 800	389, 100		
107	313, 200	339, 000	364, 400	389, 600		
108	313, 900	340, 100	365, 000	389, 900		
109	314, 400	341, 300	365, 600	390, 200		
110	314, 900	342, 300	366, 100	390, 700		
111	315, 400	343, 300	366, 600	391, 200		
112	316, 000	344, 200	367, 100	391, 700		
113	316, 800	345, 100	367, 500	392, 000		
114	317, 500	346, 000	367, 900	392, 500		
115	318, 200	347, 000	368, 500	393, 000		
116	318, 900	348, 000	369, 000	393, 500		
117	319, 500	349, 000	369, 400	393, 800		
118	320, 300	349, 500	369, 900	394, 300		
119	321, 000	350, 100	370, 500	394, 800		
120	321, 800	350, 700	371, 000	395, 300		
121	322, 400	351, 000	371, 100	395, 700		
122	322, 700	351, 400	371, 700	396, 200		
123	323, 200	351, 900	372, 200	396, 600		
124	323, 700	352, 300	372, 600	397, 100		
125	324, 000	352, 700	373, 100	397, 500		
126			373, 600			
127			374, 100			
128			374, 600			
129			374, 900			
130			375, 400			
131			375, 900			
132			376, 400			
133			376, 700			
134			377, 200			
135			377, 600			
136			378, 000			
137			378, 300			
138			378, 800			
139			379, 300			

	140			379,800								
	141			380,100								
再任用警察職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700		

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 行政職給料表（第四条関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			
125		303,400			
再任用警察職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900
			314,300	356,000	389,100
					440,200

備考 この表は、別表第三研究職給料表の適用を受ける一般職員以外の一般職員に適用する。ただし、常勤を要しない警察職員及び臨時職員を除く。

別表第三 研究職給料表（第四系関係）

警察職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900

44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			

再任用警
察職員以
外の警察
職員

92	282, 800	331, 100		
93	283, 800	331, 400		
94	284, 800	331, 800		
95	285, 800	332, 300		
96	286, 800	332, 800		
97	287, 300	333, 300		
98	288, 200	333, 800		
99	288, 900	334, 300		
100	289, 800	334, 800		
101	290, 700	335, 300		
102	291, 400	335, 800		
103	292, 100	336, 300		
104	292, 800	336, 800		
105	293, 500	337, 300		
106	294, 000	337, 700		
107	294, 500	338, 200		
108	295, 000	338, 600		
109	295, 200	339, 100		
110	295, 600	339, 500		
111	295, 900	340, 000		
112	296, 200	340, 400		
113	296, 500	340, 900		
114	296, 800	341, 300		
115	297, 100	341, 800		
116	297, 400	342, 200		
117	297, 700	342, 700		
118	298, 100	343, 100		
119	298, 400	343, 500		
120	298, 800	343, 900		
121	299, 100	344, 300		
再任用警 察職員	216, 700	257, 900	282, 700	325, 100
				383, 600

備考 この表は、犯罪鑑識及び研究業務に従事する一般職員で人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行九級警察職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十一条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「その職員」を「その警察職員」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十二条第一項中「がある場合又は警察職員に次の各号の一に該当する」を「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は警察職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「職員は」を「警察職員は、」に改め、「（新たに警察職員となつた者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の下に「（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号、第四号又は第六号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日、警察職員に扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」を、「の扶養親族」

の下に「(行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に、「としての」を「たる」に改め、同条第三項中「これを受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている警察職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている警察職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は警察職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」及び「扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている警察職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている警察職員の扶養親族(行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級警察職員等が行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外の警察職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある警察職員で行九級警察職員等以外のものが行九級警察職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員で行八級警察職員等及び行九級警察職員等以外のものが行八級警察職員等となつた場合
- 七 警察職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十三条第三項第一号本文中「額の二分の一」及び「額。」を「額」に改め、同号ただし書を削る。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十八年四月一日から、第一条の規定（同項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十六号）附則第七項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第六項までにおいて「第二条改正後給与条例」という。）第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（警察職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（警察職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」と

あるのは「その旨（新たに警察職員となった者に扶養親族がある場合又は警察職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その警察職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号、第五号若しくは第七号（満六十歳以上の者に係る部分を除く。）」に該当する扶養親族が、満二十

四 扶養親族たる子又は扶養親族

たる父母等がある警察職員が配偶者のない警察職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

たる父母等がある警察職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行九級警察職員等

」

にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている警察職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある警察職員が配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係

- る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている警察職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある警察職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない警察職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める警察職員（以下「行八級警察職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
- 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十一条第一項ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級警察職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条

第二項中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級警察職員等から行九級警察職員等以外の警察職員となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等以外の警察職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級警察職員等以外の警察職員から行九級警察職員等となつた警察職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその警察職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその警察職員が行九級警察職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級警察職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級警察職員等が行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等が行八級以上警察職員等」と、同項第六号中「行八級警察職員等及び行九級警察職員等」とあるのは「行八級以上警察職員等」と、「が行八級警察職員等」とあるのは「が行八級以上警察職員等」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十二号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業局長が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に改め、「の各号」を削り、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項にただし書を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十三号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第七条第二項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二十三条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十七年徳島県条例第二号)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は公布の日から、第七条第一項にただし書を加える改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当の支給要件が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

